

大分県国土強靱化地域計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）第13条に定める国土強靱化地域計画を策定し、推進するため、大分県国土強靱化地域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国土強靱化地域計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他国土強靱化に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副知事をもって充て、副委員長は、土木建築部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるとき、学識経験者等に対し、出席を求め意見若しくは説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、委員会の付議事項について協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を総括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 7 幹事会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、土木建築部で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月2日から施行する。

別表第一(第三条関係)

総務部長
企画振興部長
福祉保健部長
生活環境部長
商工労働部長
農林水産部長
会計管理者
企業局長
病院局長
教育長
警察本部長

別表第二(第六条関係)

幹事長

土木建築部審議監(総務企画担当)

副幹事長

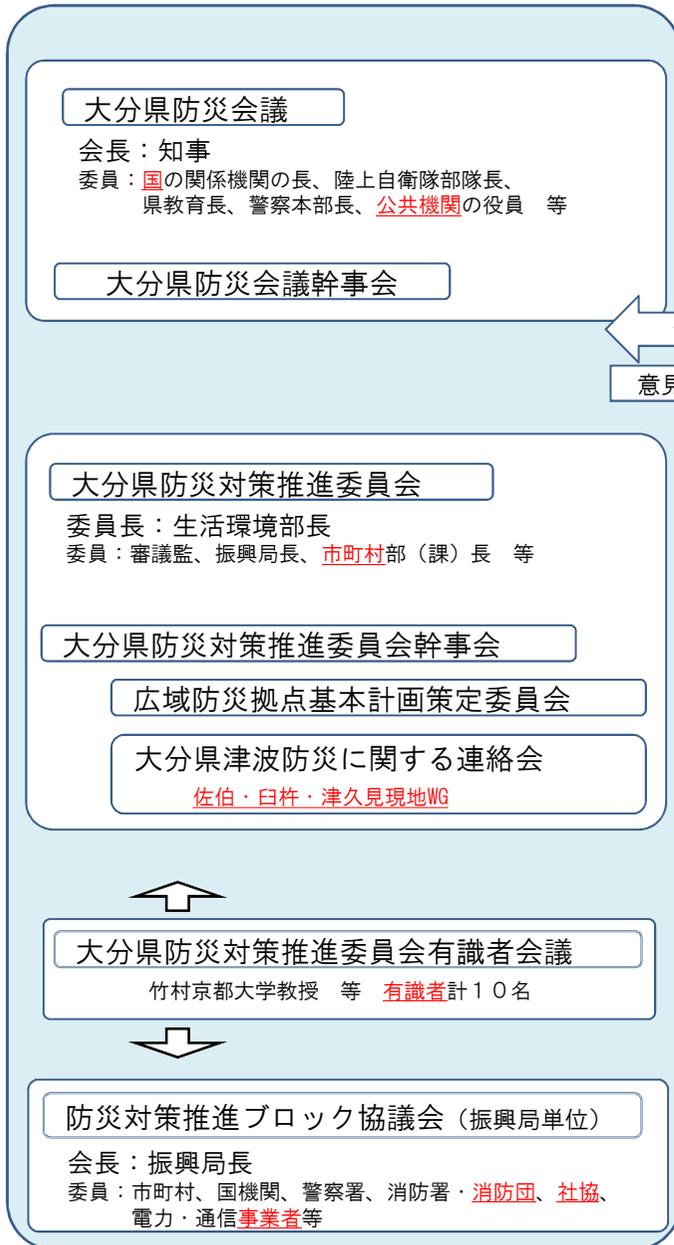
建設政策課長

幹事

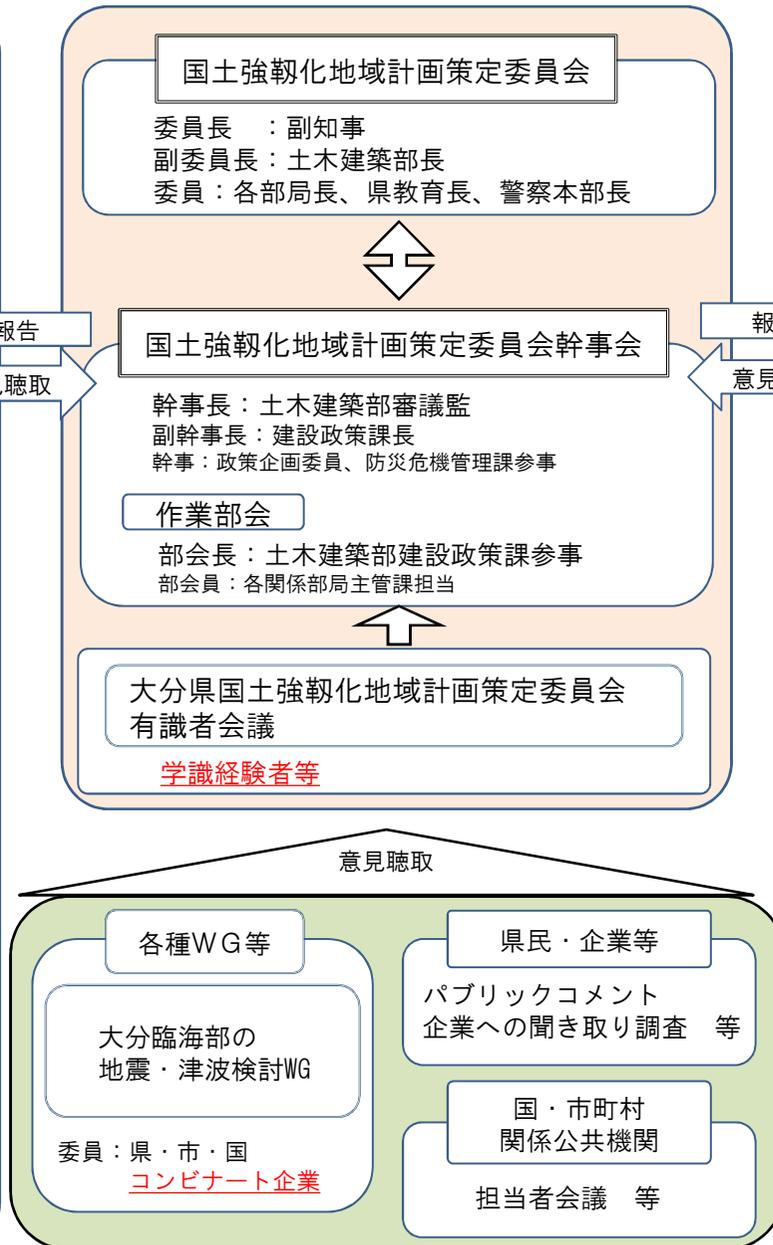
総務部行政企画課総務企画監
総務部人事課人事企画監
総務部財政課財政企画監
企画振興部政策企画課総務企画監
福祉保健部福祉保健企画課総務企画監
生活環境部生活環境企画課総務企画監
生活環境部防災危機管理課企画班参事
商工労働部商工労働企画課総務企画監
農林水産部農林水産企画課構造改革企画監
土木建築部建設政策課企画調整監
会計管理局会計課総務企画監
企業局総務課総務企画監
大分県立病院事務局総務経営課総務企画監
教育庁教育改革・企画課総務企画監
警察本部警務部警務課組織管理監

国土強靱化地域計画の策定体制

防災対策（**地域防災計画**）の推進体制



国土強靱化地域計画の策定体制



県長期総合計画推進体制

